

愛媛県美術館自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 目的

本仕様書は、愛媛県美術館が設置した電気設備（以下、「設備」という。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称 愛媛県美術館
- (2) 事業場の所在地 松山市堀之内

【本館】

- 電気設備の概要
 - ・ 需要設備 設備容量 1 6 0 0 kV A 受電電圧 6.6 kV
 - ・ 非常用予備発電装置 発電容量 2 0 5 kV A 発電電圧 0.2 kV
- 受電種別（使用期間） 常時
- 点検頻度等 隔月 1 回 絶縁監視装置設置 無停電年次点検 1 回

【予定：令和 8 年度年次点検・令和 9 年度無停電年次点検・令和 10 年度無停電年次点検】

【南館】

- 電気設備の概要
 - ・ 需要設備 設備容量 6 0 0 kV A 受電電圧 6.6 kV
 - ・ 非常用予備発電装置 発電容量 — kV A 発電電圧 — kV
- 受電種別（使用期間） 常時
- 点検頻度等 隔月 1 回 絶縁監視装置設置 無停電年次点検 1 回

【予定：令和 8 年度無停電年次点検・令和 9 年度年次点検・令和 10 年度無停電年次点検】

3. 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」（以下「甲」という。）とは、愛媛県美術館長をいう。
- (2) 「受託者」（以下、「乙」という。）とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人事業者もしくは、電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。
- (3) 「電気管理技術者」とは、個人事業者であって保安管理業務を担当する者をいう。
- (4) 「保安業務従事者」とは、法人の委託契約の承認申請に係る事業場（以下、「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者をいう。
- (5) 「保安業務担当者」とは、保安業務従事者であって申請事業場を担当する者をいう。
- (6) 「契約書」とは、令和 8 年度自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書をいう。
- (7) 「仕様書」とは、業務の指示事項等を定める図書をいう。
- (8) 「特記仕様書」とは、仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

4. 経営の状況等

(1) 電気保安管理業務契約状況

「乙」は、本契約分も含み電気保安管理業務契約事業場の換算点数（「経済産業省告示249号第3条」による）が電気事業法施行規則第52条第2項に定める条件を満足すること。

(2) 実績等

「乙」は、中国四国産業保安監督部長の保安管理業務外部委託承認（平成15年12月31日以前は、「主任技術者不選任承認」）を受けて、連続して3年以上電気保安管理業を営み、愛媛県の入札参加資格を有すること。

5. 提供する役務の品質保証

(1) 個人事業者における品質保証

「乙」は、電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する要件を満足し、かつ保安管理業務のみを専従とする電気管理技術者であること。

(2) 法人における品質保証

「乙」は、保安管理業務等について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される下記の事項を明確にしたマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

① 電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ電気保安法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

② 保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

③ 保安業務担当者が、他の保安業務従事者に点検を行わせる場合は保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあって、かつ点検・報告等の業務分担が明確となっていること。

(3) 労働災害総合保険への加入

「乙」は予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。（労働災害総合保険証の写しを添付すること。）

(4) 損害賠償の能力

「乙」はこの契約の実施に当たって故意又は過失によって「甲」又は第三者に与える恐れがある損害（「甲」又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。また、個人事業者において、他者に業務を応援させる場合には、その応援者についても同様とする。（損害賠償保険に加入している場合は、その保険証の写しを添付すること。また、加入していない場合は賠償能力を証明できる書類「貸借対照表等」を添付すること。）

6. 業務の内容等

(1) 保安管理業務の内容

「乙」は、「甲」の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2) 実施者の確認

「乙」は、点検等を行う際（但し緊急時を除く。）には、委託契約書等に明記されている電気管理技術者又は保安業務担当者等であることを示す身分証明書等（顔写真入）により、本人であることを「甲」に明らかにすること。

(3) 再委託の禁止

「乙」は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、「乙」が個人事業者であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由があり、かつ「甲」が承認した場合はこの限りでない。

(4) 災害、事故その他非常時の場合における体制等

「乙」は、電気工作物の災害、事故その他非常の場合の連絡を24時間受けことができ、かつ、概ね30分以内に保安管理業務委託施設へ到着できる体制を明確化しておくこと。

また、県下広域で同時に大規模な災害が発生した場合の対応方法についてフロー図（様式自由）を提出すること。

その他、大規模災害等を想定した訓練には、必要人員を確保し協力すること。

(5) 絶縁監視装置

低圧回路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置（50 mA以下の漏電電流で感知し発報するもの）を設置する場合は、「乙」の責任において設置し、これを維持管理すること。

「乙」は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、回路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には、「甲」に通知するとともに応急措置をとるものとする。

7. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

「乙」は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342、343条）

また、そのために必要な、適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

「乙」は、防護具、保護具を定期的に（6ヶ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）

また、その記録は「甲」の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

8. 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

「乙」は、業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、平成15年経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定器の校正・誤差試験

「乙」が業務に使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

1) 交流電圧計 2) 交流電流計 3) 絶縁抵抗計 4) 接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、「乙」はその試験結果の記録を台帳管理するとともに、「甲」の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

9. 保安教育

「甲」の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を「甲」から受けた場合「乙」は講習会を開催すること。

10. 中国四国産業保安監督部長への申請、届出

「乙」は、契約締結後速やかに中国四国産業保安監督部長へ申請、届出する保安管理業務外部委託承認申請書、保安規程届出書の作成、及び提出手続きに関する助言を行うものとする。

（電気事業法第42条第1、2項、電気事業法施行規則第52条第2項）

ただし、「乙」が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要のないものとする。

上記の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合、「甲」はこの契約を一方的に解除できるものとする。